

法人名：

秋田県信用保証協会

設立年月日 昭和26年4月24日

1 法人の概要

代表者職氏名	会長 堀井 啓一	基本財産等	19,097,247千円	県出資等額及び比率	6,868,982千円	(36.0%)	所管部課名	産業労働部産業政策課
設立目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。							
事業概要	中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証を主たる業務とする。							
関連法令、県計画	信用保証協会法							
役員数 (R5.7.1現在)	理事		監事		評議員		計	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	4	11	1	2				
					職員数 (R5.4.1現在)		正職員	出向職員
							58	
								臨時・嘱託
								11
								計
								69

※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧(内数)で表示。

2 法人の行動計画(令和4~7年度)

県関与のあり方	継続	経営状況	安定	取組の方向性	・安定的経営の継続 ・公益的事業の安定実施
目標	<p>○県内中小企業の成長・発展に向けた適切な金融支援を行うとともに、必要に応じ関係団体や金融機関と連携しながら、きめ細かな経営支援を行うことにより、企業の経営改善や生産性向上などに貢献し、幅広い保証利用の浸透に努める。 【目標】保証利用企業者数 各年度 13,000企業</p>				
取組	<p>○力強い金融支援や適正保証の推進に努めることや、関係機関との連携強化・協働を図りながら、県内中小企業の経営改善や事業再生等への取組をサポートすることなどによって、企業の事業継続や発展に寄与するとともに、協会利用の付加価値を向上させ、もって、保証利用企業者数の確保を図ることや、求償権管理を徹底し回収額の最大化に努めることで、財務基盤の強化を図る。 ○本計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業の資金繰り支援、経営改善支援に注力し、支援企業の事業維持・継続に向けた取組を強化する。</p>				

3 財務

①正味財産増減計算書

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
経常収入	3,670,895	3,562,356
自主事業収入	3,140,954	3,180,350
運用益収入	240,696	246,887
その他	289,245	135,119
経常支出	2,245,284	2,206,630
業務費	768,439	788,679
人件費	515,977	514,622
経常利益(損失)	1,425,611	1,355,726
経常外収入	3,362,746	4,348,292
経常外支出	3,612,805	4,486,919
経常外収支差額	△ 250,059	△ 138,627
制度改革促進基金取崩額		
当期収支差額	1,175,552	1,217,099

②貸借対照表

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
流動資産	33,726,886	32,605,819
固定資産	356,475,681	338,213,756
資産計	390,202,567	370,819,575
流動負債		
短期借入金		
固定負債	366,336,022	345,848,100
長期借入金		
負債計	366,336,022	345,848,100
資本金	10,847,937	10,847,937
利益剰余金等	13,018,608	14,123,538
純資産計	23,866,545	24,971,475
負債・純資産計	390,202,567	370,819,575

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

<主な経営指標>

項 目	令和3年度	令和4年度	増減※
経常収支比率 (経常収益÷経常費用)	163.5%	161.4%	△2.1
流動比率 (流動資産÷流動負債)			
自己資本比率 (純資産計÷負債・純資産計)	6.1%	6.7%	+0.6
有利子負債比率 (有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
450,377	450,377	100.0%

③県の財政的関与の状況(事業費補助・委託を除く)

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	支出目的等
年間支出	21,261	4,337	県中小企業融資制度に係る損失補償額
年度末残高	5,751,942	5,971,316	県中小企業融資制度に係る損失補償限度額、金融安定化特別基金

法人名：

秋田県信用保証協会

I 自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況	2 経営状況
<p>【令和4年度実績】</p> <p>○保証利用企業者数 14,867企業</p> <p>○保証浸透率 44.9% (利用企業者数/県内中小企業者数33,096企業)</p>	<p>【令和4年度実績】</p> <p>○経常収支差額は、1,355,726千円の黒字となった。</p> <p>○経常外収支差額は、138,627千円の赤字となった。</p> <p>○上記の結果、当期収支差額は、1,217,099千円の黒字となった。</p>
<p>【自己評価】</p> <p>○保証利用企業者数について、目標13,000企業に対する達成率は114.4%となった。</p> <p>○コロナ禍における利用急増の反動減から、前年度末と比し244企業の減少となった。</p> <p>○しかしながら、県経営安定資金新型コロナウイルス感染症対策枠を活用した県内中小企業者の資金繰り支援(保証承諾737件、109億円)に努めたこと、また、県・市町村の創業支援資金等を活用した創業支援を積極的に行ったこと(240企業)等、政策保証の推進に努めたことから目標を達成することができた。</p>	<p>【自己評価】</p> <p>○保証料が予算額を126百万円余り上回ったこと、また、求償権償却が予算額を1,715百万円余り下回ったことなどから、当期収支差額は予算額を603百万円余り上回った。</p> <p>○県からの財政援助として、中小企業融資制度に係る損失補償金4,337千円を受領している。</p>
評価 A	評価 B

II 所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況	2 経営状況
<p>○目標13,000企業に対し、利用企業者数が14,867企業と目標を上回っていることから、目標は達成されたものと認められる。</p>	<p>○収支差額がプラスであり、基本財産及び収支差額変動準備金も厚く、良好と認められる。</p>
評価 A	評価 B

III 委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
A	<p>○行動計画に定める目標については達成しており、保証業務だけでなく、経営改善や創業、事業拡大支援などの経営支援にも積極的に取り組んでいることから、中小企業のサポートという法人の役割については十分に果たしているものと評価できる。</p> <p>○経営状況についても、大幅に黒字を確保しており、基本財産等も厚く、良好である。</p>

【委員からの提言】

○据置していたコロナ関連融資の返済が始まる企業や、7月の大雨災害で影響を受けた企業の資金繰り悪化が懸念されているため、関係団体や金融機関との連携、相談支援機能をさらに強化し、経営改善に注力いただきたい。

委員会評価を踏まえた対応方針

法人の対応方針	所管課の対応方針
<p>○引き続き、県内中小企業の成長・発展に向けた適切な金融支援、また、関係団体や金融機関と連携したきめ細かな経営支援の実施に努め、更には相談支援機能の強化にも注力しながら、企業の経営改善や生産性向上等に貢献し、保証利用企業の確保を図っていく。</p>	<p>○今後も黒字経営の確保や、中小企業へのきめ細かな経営支援の実施に努めるとともに、コロナ関連融資の返済や7月の大雨災害等により、資金繰りに苦慮している企業に対する相談支援体制の更なる強化をお願いしたい。</p>

法人名 秋田県信用保証協会

①令和5年度計算書類等

法人所管課 産業政策課

秋田県信用保証協会定款

(29. 6.15 組織変更による認可)

- 昭和 34. 3. 9 日一部改正 (公庫貸付金を保証基金に繰り入れに伴う変更)
- 昭和 34. 11. 10 日一部改正 (支部を支所に改称)
- 昭和 35. 6. 1 日一部改正 (大曲支所設置)
- 昭和 36. 4. 1 日一部改正 (倍率 25 倍に引上げる)
- 昭和 38. 1. 25 日一部改正 (合併により附則を設ける)
- 昭和 40. 5. 18 日一部改正 (本荘支所設置)
- 昭和 42. 8. 1 日一部改正 (金融機関等負担金創設及び保証最高限度改正)
- 昭和 42. 10. 31 日一部改正 (倍率 33.3 倍に引上げる)
- 昭和 43. 12. 23 日一部改正 (倍率 42.8 倍に引上げる)
- 昭和 50. 1. 24 日一部改正 (湯沢支所設置)
- 昭和 50. 6. 30 日一部改正 (保証対象範囲の拡大及び倍率 50 倍に引上げる)
- 平成 2. 2. 16 日一部改正 (収支差額変動準備金創設)
- 平成 6. 2. 16 日一部改正 (相互銀行法を銀行法へ変更)
- 平成 11. 2. 23 日一部改正 (金融安定化特別基金創設)
- 平成 11. 9. 30 日一部改正 (国民生活金融公庫へ名称変更)
- 平成 12. 4. 18 日一部改正 (私募債保証の取扱の創設)
- 平成 12. 8. 29 日一部改正 (常務理事職の創設)
- 平成 13. 3. 20 日一部改正 (私募債保証の法律の変更)
- 平成 14. 12. 11 日一部改正 (私募債保証の法律の変更)
- 平成 15. 3. 28 日一部改正 (横手、湯沢支所の統廃合による横手・湯沢支所の設置)
- 平成 17. 1. 1 日一部改正 (破産法の変更に伴う改正)
- 平成 17. 3. 22 日一部改正 (市町村合併に伴う改正)
- 平成 19. 10. 17 日一部改正 (私募債保証の法律名の変更)
- 平成 20. 9. 12 日一部改正 (業務の追加に伴う変更)
- 平成 20. 10. 1 日一部改正 (政府系金融機関の統合等に伴う変更)
- 平成 21. 2. 2 日一部改正 (「社債等の振替に関する法律」の名称変更に伴う改正)
- 平成 22. 6. 17 日一部改正 (金融安定化特別基金の廃止)
- 平成 30. 4. 1 日一部改正 (信用保証協会法の一部改正)
- 令和 4. 11. 1 日一部改正 (信用保証協会法の一部改正)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本協会は、秋田県信用保証協会という。

(事務所)

第 3 条 本協会は、主たる事務所を秋田市に置き、従たる事務所を左の各地に

置く。

横手・湯沢支所	横手市
大館支所	大館市
大曲支所	大仙市
能代支所	能代市
本荘支所	由利本荘市

(定款の変更)

第4条 この定款は、理事会の決議をもって変更することができる。

2 前項の決議は、理事の3分の2以上の者の同意によって行われなければならない。

(公 告)

第5条 本協会の公告は、本協会の掲示場に掲示して行い、且つ、秋田市において発行する秋田魁新報に掲載して行う。

第2章 業 務

(業 務)

第6条 本協会は第1条の目的を達するために次の業務を行う。

- (1) 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- (2) 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
- (3) 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
- (4) 中小企業者が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和

23 年法律第 25 号) 第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるもの
に限り、社債、株式等の振替に関する法律 (平成 13 年法律第 75 号)
第 66 条第 1 号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機
関が引き受けるものに係る債務の保証

(5) 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業
務

2 本協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、
次の業務を行う。

(1) 前項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係
る助言その他の支援

(2) 前項各号の債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小
企業者が発行する新株予約権の引受け

(3) 前項各号の債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債
務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務

イ 債権管理回収業に関する特別措置法 (平成 10 年法律第 126 号)
第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる債権 (以下この号におい
て「特定金銭債権」という。)、特定金銭債権を担保する保証契約に基
づく債権及び信用保証協会その他信用保証協会法施行令 (昭和 28 年
政令第 271 号) で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基
づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの
債権に類し又は密接に関連するものとして同施行令で定めるものの譲
受け

ロ イの規定により譲り受けた債権の管理 (当該債権の管理のために必
要な一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)

ハ イ及びロに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査並びに当該中

小企業者に対する助言

(4) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）

第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業（創業若しくは中小企業者の経営の改善発達を支援するもの又は過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る。）に必要な資金の出資

(5) 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

3 本協会は、前項第3号イの規定により譲り受けた債権の回収に係る業務については、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）を代理人とし、又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項に規定する債権回収会社をいう。）に委託するものとする。

4 この条及び次条において「中小企業者」とは、秋田県内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者をいい、この条において「中小企業者等」とは、中小企業者、秋田県内に住所若しくは居所を有する者又は秋田県内において勤労に従事する者をいう。

（協会と銀行その他の金融機関との連携）

第6条の2 本協会は、その業務を行うに当たっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、銀行その他の金融機関と連携を図るものとする。

（保証債務の最高限度）

第7条 本協会の保証債務額の最高限度は、基本財産並びに当該年度の出捐金及び次条に規定する金融機関等負担金の合計額の1.5倍とする。

2 前項における「保証債務額」とは、保証債務の総額に10分の3を乗じて得た額とする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第8条 本協会は、組織変更による本協会成立のときにおける資産の総額を基本財産として管理する。

2 毎事業年度の決算における当該事業年度の収支の差額の剰余は、その100分の50の範囲内で収支差額変動準備金として繰り入れることができ、収支の差額の欠損は収支差額変動準備金をもって補てんすることができるものとし、それらの繰り入れ又は補てん後の差額は当該事業年度末における基本財産の増加又は減少とする。

3 出捐金は当該事業年度末の基本財産の増加とする。

4 本協会は、金融機関等負担金（第6条第1項に掲げる債務の保証をするための業務に係る資金に充てるための負担金をいう。）を受入れ、これを基本財産に充てることができる。金融機関等負担金は当該事業年度末の基本財産の増加とする。

5 収支差額変動準備金は、これを取り崩し基本財産に充てることができる。この振替額は当該事業年度末の基本財産の増加とする。

6 第2項から前項までに規定する場合を除くほか、本協会の基本財産は変更しないものとする。

(事業年度)

第9条 本協会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 役員

(定数)

第10条 本協会に役員として理事18人以内及び監事3人以内をおく。但し、理事10人以下又は監事2人以下となったときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(任命)

第11条 理事及び監事は、学識経験者のうちから秋田県知事が任命する。

(任期)

第12条 理事の任期は3年、監事の任期は2年とする。但し、理事及び監事は再任されることができる。

2 補欠の理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は辞任に因って退任した理事又は監事は、新たに定められた理事又は監事が就任するまでなおその職務を行う。

(会長、副会長、専務理事、常務理事)

第13条 理事のうちから会長1人、副会長1人及び専務理事1人及び常務理事1人を互選する。

2 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、協会を代表し、会長に事故あるときはその職務を行う。

4 専務理事は、会長を補佐し、本協会の業務を処理する。

5 常務理事は、会長を補佐し、本協会の業務を処理する。

(理事会)

第14条 本協会の業務は、理事の全員をもって組織する理事会の決議により処理しなければならない。

第15条 理事会は、会長が招集する。

2 理事の3分の1以上が会議の目的たる事項を示して会長に理事会の招集を請求したときは、会長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、この定款に別段の定めある場合を除いて、理事の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

4 理事会の議事は、この定款に別段の定めある場合を除いて、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

5 理事会の決議をなすべき場合において理事全員の同意があるときは、書面

による決議をもって理事会の決議に代えることができる。

- 6 前項の書面による決議には理事会の決議に関する規定を準用する。
- 7 決議の目的である事項につき、理事全員が書面をもって同意を表したときは書面による決議があったものとする。

第5章 合併及び解散

(合併)

第16条 本協会は理事会の決議により合併することができる。

- 2 前項の決議には第4条第2項の規定を準用する。

(解散)

第17条 本協会は次の事由によって解散する。

- 1 理事会の決議
- 2 合併
- 3 破産手続開始の決定
- 4 組織変更認可の取消し

- 2 前項第1号の決議には、第4条第2項の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第18条 本協会が解散した場合において協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを協会に対する資金その他の財産の出捐者に対し、出捐の額に応じ、且つ、その出捐の額を限度として分配するものとする。

- 2 前項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は秋田県に帰属する。

附 則

附則を次の通り改める。

能代市信用保証協会との合併当初の役員については、第12条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の任期によるものとする。

基金台帳（令和5年3月31日）

出捐金

単位 円

関係先名称	前期末	当年度中増加額	当期末
秋田県	8,748,982,000	-	8,748,982,000
秋田市	301,593,000	-	301,593,000
能代市	77,012,000	-	77,012,000
横手市	49,325,000	-	49,325,000
大館市	71,454,000	-	71,454,000
本荘市	65,423,000	-	65,423,000
男鹿市	37,233,000	-	37,233,000
湯沢市	43,496,000	-	43,496,000
大曲市	53,598,000	-	53,598,000
鹿角市	43,167,000	-	43,167,000
小坂町	7,428,000	-	7,428,000
鷹巣町	25,151,000	-	25,151,000
比内町	11,776,000	-	11,776,000
森吉町	9,572,000	-	9,572,000
阿仁町	5,693,000	-	5,693,000
田代町	7,356,000	-	7,356,000
合川町	6,462,000	-	6,462,000
上小阿仁村	3,865,000	-	3,865,000
琴丘町	5,218,000	-	5,218,000
二ツ井町	14,982,000	-	14,982,000
八森町	4,838,000	-	4,838,000
山本町	6,556,000	-	6,556,000
八竜町	5,971,000	-	5,971,000
藤里町	4,514,000	-	4,514,000
峰浜村	2,472,000	-	2,472,000
五城目町	13,754,000	-	13,754,000
昭和町	7,898,000	-	7,898,000
八郎潟町	7,064,000	-	7,064,000
飯田川町	5,468,000	-	5,468,000
天王町	11,896,000	-	11,896,000
井川町	4,349,000	-	4,349,000
若美町	4,913,000	-	4,913,000
大潟村	543,000	-	543,000
河辺町	6,247,000	-	6,247,000
雄和町	4,202,000	-	4,202,000
仁賀保町	12,674,000	-	12,674,000
金浦町	6,750,000	-	6,750,000
象潟町	16,604,000	-	16,604,000
矢島町	6,023,000	-	6,023,000
岩城町	4,439,000	-	4,439,000
由利町	6,537,000	-	6,537,000
大内町	6,706,000	-	6,706,000
東由利町	3,967,000	-	3,967,000
西目町	3,983,000	-	3,983,000
鳥海町	4,563,000	-	4,563,000
神岡町	6,363,000	-	6,363,000
西仙北町	7,589,000	-	7,589,000
角館町	24,335,000	-	24,335,000
六郷町	7,774,000	-	7,774,000
中仙町	8,283,000	-	8,283,000
田沢湖町	19,765,000	-	19,765,000
協和町	5,630,000	-	5,630,000
太田町	6,876,000	-	6,876,000
仙北町	7,133,000	-	7,133,000
南外村	3,553,000	-	3,553,000
西木村	6,155,000	-	6,155,000
千畑町	5,224,000	-	5,224,000
仙南村	3,933,000	-	3,933,000
増田町	9,160,000	-	9,160,000
平鹿町	10,038,000	-	10,038,000
雄物川町	7,862,000	-	7,862,000
大森町	5,759,000	-	5,759,000
十文字町	17,087,000	-	17,087,000
山内村	2,715,000	-	2,715,000
大雄村	3,726,000	-	3,726,000
稲川町	11,484,000	-	11,484,000
雄勝町	10,486,000	-	10,486,000
羽後町	14,745,000	-	14,745,000
東成瀬村	1,883,000	-	1,883,000
皆瀬村	2,499,000	-	2,499,000
みずほ銀行	486,500	-	486,500
富士銀行	642,500	-	642,500
UFJ銀行	278,500	-	278,500
青森銀行	1,003,210	-	1,003,210
みちのく銀行	645,554	-	645,554
秋田銀行	10,032,009	-	10,032,009
北都銀行	9,017,833	-	9,017,833
荘内銀行	31,000	-	31,000
山形銀行	247,500	-	247,500
東北銀行	199,500	-	199,500
山形しあわせ銀行	204,500	-	204,500
北日本銀行	455,500	-	455,500
秋田信用金庫	1,358,000	-	1,358,000
羽後信用金庫	362,500	-	362,500
秋田ふれあい信用金庫	620,407	-	620,407
五城目信用金庫	180,500	-	180,500
角館信用金庫	187,500	-	187,500
大館信用組合	201,500	-	201,500
中央信用組合	223,000	-	223,000
秋田県信用組合	221,500	-	221,500
商工組合中央金庫	1,486,987	-	1,486,987
秋田商工会議所	500,000	-	500,000
能代商工会議所	4,722,911	-	4,722,911
花輪商工会	60,000	-	60,000
神岡南外商工会	65,000	-	65,000
西仙協和商工会	100,000	-	100,000
仙北市商工会	75,000	-	75,000
大雄村商工会	10,000	-	10,000
東成瀬村商工会	5,000	-	5,000
湯沢商工会議所	50,000	-	50,000
秋田県鉱業会	300,000	-	300,000
能代市業者団体	1,525,770	-	1,525,770
計	9,997,273,681	-	9,997,273,681

金融機関等負担金

単位 円

関係先名称	前期末	当期中増加額	当期末
みずほ銀行	30,025,000	-	30,025,000
富士銀行	1,068,000	-	1,068,000
UFJ銀行	162,000	-	162,000
青森銀行	29,331,000	-	29,331,000
みちのく銀行	38,150,000	-	38,150,000
秋田銀行	1,011,329,000	-	1,011,329,000
北都銀行	986,436,000	-	986,436,000
荘内銀行	11,268,000	-	11,268,000
山形銀行	18,738,000	-	18,738,000
岩手銀行	4,193,000	-	4,193,000
東北銀行	9,133,000	-	9,133,000
七十七銀行	8,895,000	-	8,895,000
山形しあわせ銀行	27,534,000	-	27,534,000
きらやか銀行	6,115,000	-	6,115,000
北日本銀行	27,687,000	-	27,687,000
秋田信用金庫	127,731,000	-	127,731,000
羽後信用金庫	96,952,000	-	96,952,000
秋田ふれあい信用金庫	43,957,000	-	43,957,000
五城目信用金庫	17,526,000	-	17,526,000
角館信用金庫	16,920,000	-	16,920,000
大館信用組合	19,662,000	-	19,662,000
中央信用組合	22,371,000	-	22,371,000
秋田県信用組合	62,515,000	-	62,515,000
商工組合中央金庫	78,756,000	-	78,756,000
農林中央金庫	50,000	-	50,000
J A 秋田信連	370,000	-	370,000
かづの農協	310,000	-	310,000
住友生命	5,755,000	-	5,755,000
興亜火災	3,593,000	-	3,593,000
住友火災	4,746,000	-	4,746,000
あいおい損保	590,000	-	590,000
千代田火災	1,605,000	-	1,605,000
東京海上日動	1,690,000	-	1,690,000
ニッセイ同和損保	636,000	-	636,000
損保ジャパン	1,558,000	-	1,558,000
日新火災	2,028,000	-	2,028,000
日本興亜	1,704,000	-	1,704,000
損保ジャパン	1,308,000	-	1,308,000
全国信用保証協会連合会	2,570,000	-	2,570,000
日本共同証券財団	5,696,000	-	5,696,000
計	2,730,663,000	-	2,730,663,000

※秋田県からの出せん金には、金融安定化特別基金1,880,000,000円を含む。

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法人名： 秋田県信用保証協会

時 点： 令和5年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	会長	堀井 啓一	秋田県信用保証協会 会長
2	副会長	辻 良之	県商工会議所連合会 会長
3	常務理事	加藤 慶美	県産業労働部 課長待遇
4	理事	伊藤 登志雄	元 協会職員
5	理事	船木 富三弥	元 協会職員
6	理事	新谷 明弘	秋田銀行 頭取
7	理事	石川 定人	県産業労働部長
8	理事	板垣 良一	商工組合中央金庫秋田支店長
9	理事	伊藤 新	北都銀行 頭取
10	理事	大森 三四郎	県商工会連合会 会長
11	理事	北林 貞男	県信用組合 理事長
12	理事	菅原 浩	県信用金庫協会 会長
13	理事	藤澤 正義	県中小企業団体中央会 会長
14	理事	穂積 志	県市長会 会長
15	理事	松田 知己	県町村会 会長
16	監事	田中 一博	元 協会職員
17	監事	長谷部 弘輝	税理士法人秋中央長谷部会計代表
18	監事	赤坂 薫	かおる総合法律事務所 代表
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

年度経営計画

5年度分

秋田県信用保証協会

1. 経営方針

(1) 業務環境

1) 県内経済情勢

秋田県内の景気動向は、長引く新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響や物価上昇、慢性的な人手不足から一部に弱さが残るものの、昨春以降ウィズコロナの下、社会経済活動の正常化が進みつつあり全体として持ち直しています。

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）にあっては、全国旅行支援といった政策効果もあって、倒産は落ち着いて推移していますが、ウクライナ情勢の影響などからエネルギー価格が高騰しており、今後、収益を圧迫された企業の倒産増加が懸念されています。

2) 外部環境（秋田県の中小企業を取り巻く環境）

県内の中小企業は、これまで国や地方公共団体（以下「地公体」という。）の経済政策等で資金繰りの安定が図られているものの、コスト増に価格転嫁が追いつかず収益の圧迫や過剰債務など様々な経営課題を抱えています。

また、本県は引き続き人口減少によるマーケットの縮小や少子高齢化による人手不足、後継者の不在等を要因とした休廃業の増加など、従来からある課題も抱えていることから、中小企業を取り巻く経営環境等は依然として厳しい状況にあります。

このため、当協会をはじめとする関係機関は、ウィズコロナ下で中小企業が経営改善等への取組を推進していくため、継続的な伴走支援、元金返済が本格化する民間ゼロゼロ融資の借換需要への対応など、様々な経営支援に全力を尽くすことが必要になっています。

3) 内部環境（秋田県信用保証協会の現状）

令和2年以降、新型コロナの影響を受けた中小企業への金融支援により、資金繰りの安定が図られているものの、その後、収益力の改善が進まず返済緩和を必要とする企業が増加傾向にあります。当協会にはそうした経営課題を抱える企業への効果的な金融支援や経営支援に取り組むことが求められています。また、新たに創業しようとする前向きなニーズへの積極的な支援も必要とされています。

これら中小企業の支援ニーズに着実に応えていくためにも、各種業務の効率化によるリソースの確保や職員一人一人のスキルアップが喫緊の課題となっています。

1. 経営方針

(2) 業務運営方針

当協会では、平成30年4月に策定した6年間（平成30年度～令和5年度）の長期経営計画において、「地域とつながる保証協会」を経営ビジョンに掲げ、この達成に向け計画期間の後期3年間（令和3年度～5年度）にあたる中期事業計画において次のテーマを重点的な取組として決めました。

- 力強い金融支援
- 適正保証の推進
- 経営改善や事業再生等の促進
- 関係機関との連携強化・協働

令和5年度においては、引き続きコンプライアンス態勢の強化に向けた取組を土台としつつ、企業訪問が経営支援の入口との認識を全職員で共有し、「企業へ出向き、対話を繰り返す」ことを意識しながら活動してまいります。

中小企業の多様な資金需要に応えるため金融支援をはじめ、創業支援の強化による開業率の改善、事業承継や事業再生支援の促進にも努め、多くの企業に対し実効性の高い経営支援を実施し、企業の発展による県内経済の活性化につながる活動を全力で取り組みます。

加えて、国が推進する経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた各施策についても積極的に取り組みます。

また、これらの金融支援、経営支援をより効果的に行うため、引き続き県・市町村、金融機関、支援機関等との連携を重視しながら、金融仲介機能を発揮するとともに、職員研修をより一層充実させるなど各自のスキルアップにも取り組みます。

- 県内中小企業の事業維持・発展に向けた力強い金融支援の実施
- 企業との接点増加による経営支援の充実
- 創業者支援の強化

2. 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

昨春以降ウィズコロナの下、社会経済活動が正常化に向かう中、多くの中小企業は環境変化に対応し事業を維持・発展させるため、事業再構築や貸金水準の向上など経営改革に取り組んでおります。

当協会には、中小企業の多様な資金需要に応えるため、信用保証の仕組みを活用し県内中小企業の事業維持・発展に向けた力強い金融支援に取り組むことが求められています。

(2) 具体的な課題

1) 県内中小企業の事業維持・発展に向けた力強い金融支援の実施

(3) 課題解決のための方策

1) 県内中小企業の事業維持・発展に向けた力強い金融支援の実施

① 政策保証の利用促進

新型コロナの長期化に加え、原材料費やエネルギー価格の高騰などの影響を受けた中小企業に対する早期の経営改善等を促すため「伴走支援型特別保証制度」（以下、「伴走特別」という。）や、生産性の改善や規模拡大により貸金水準の向上に取り組もうとする中小企業に対しては「貸金水準向上資金融資保証制度」（以下、「貸金水準向上（社債）」という。）、再生可能エネルギー産業への県内中小企業の参入を促すため「再生可能エネルギー産業参入支援資金」などの政策保証を積極的に活用した力強い金融支援の実施に努めます。

② 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組

経営者保証に関するガイドラインの趣旨を踏まえ、金融機関と連携し、経営者保証に依存しない「スタートアップ創出促進保証制度（以下、「SSS保証」という。）や「財務要件型無保証人保証制度」などの利用を促進するとともに、「事業承継資金融資特別保証制度」（以下、「バトタッチ」という。）などを利用し、経営者保証の解除にも取り組みます。

2. 重点課題

【保証部門】

③ ニーズに応じた適切な金融支援の実施や情報提供

中小企業への企業訪問を通じ、業態転換や新分野進出などによる事業再構築、販路拡大や生産性向上に向けた設備投資を行う企業に対しては、必要資金を積極的に供給するとともに、地公体などの補助金情報、関係機関及び当協会が実施している支援情報を提供します。

④ 保証利用の裾野拡大を通じた中小企業の事業維持・発展に向けた取組

完済した企業や協会未利用企業の実態を金融機関や商工団体への訪問を通じ把握・共有し、利用の可能性がある先に対して適切な情報提供に努めます。

また、返済期限が到来するなど完済見込み先へ経営状況に応じた適切な金融支援を提案するなど、中小企業の事業維持・発展に信用保証を通じ貢献できるよう取り組みます。

⑤ 保証利用の利便性向上

事前協議や保証申込手続きのデジタル化とともに、ペーパーレス、押印レスなどの手続きの簡素化も進め、中小企業や金融機関など保証利用者の目線に立った業務改善への取組を通じて、保証利用の利便性向上や利用者負担の軽減に努めます。

2. 重点課題

【経営支援部門、創業支援部門】

(1) 現状認識

新型コロナの長期化や物価の上昇、過剰債務など多くの中小企業は様々な経営課題を抱えています。また、秋田県は引き続き人口減少によるマーケットの縮小や少子高齢化による人手不足、後継者の不足等を要因とした休廃業の増加など、従来からある課題も抱えていることから、中小企業を取り巻く経営環境等は依然として厳しい状況にあります。

このため、当協会をはじめとする関係機関には、中小企業の経営状況を把握し、ニーズに応じて、継続的な伴走支援、円滑な事業承継支援など様々な経営支援に全力を尽くすことが求められています。

また、創業予定者に対し、創業準備から資金調達までのアドバイス等きめ細かな創業支援や、創業保証利用後間もない中小企業者に対しては、定期的なモニタリングを実施し必要に応じて専門家を派遣するなど、フォローアップ支援が必要とされています。

(2) 具体的な課題

- 1) 企業との接点増加による経営支援の充実
- 2) 創業者支援の強化

(3) 課題解決のための方策

1) 企業との接点増加による経営支援の充実

① モニタリングの強化

新型コロナ対策資金の返済据置中の企業や過剰債務を抱えた企業等の経営状況を的確に把握するためモニタリング活動を強化し、当該企業との課題共有に努め、適切で効果的な経営支援などをタイムリーに実施できるよう努めていきます。

② フォローアップの充実

モニタリングで把握した経営課題等に対し、一步踏み込んだ金融支援や専門家派遣、協会内中小企業診断士による経営改善計画の策定支援、商談会出展支援等きめ細かなフォローアップに努め、早期の経営改善実現や企業の更なる発展を全力でサポートします。

2. 重点課題

【経営支援部門、創業支援部門】

③ 関係機関との連携による経営支援の強化

業況改善に時間を要している企業や過剰債務の縮小に向け取り組もうとしている先などに対して、関係機関と連携し、収益力改善に向けた経営改善計画の策定支援や経営サポート会議の活用、専門家派遣事業の提案、必要に応じて返済緩和措置を講じるなど、関係機関が一丸となって中小企業の取組を支援していきます。

③ アフターコロナを見据えた経営支援の充実

経営支援の効果を高めていくため、これまで蓄積した経営支援に関するデータを分析し、定量的な効果検証の試行や準備を進め今後の経営支援に反映させていきます。

2) 創業者支援の強化

① 創業支援の充実

創業準備段階者を含む創業者や、第二創業など業態転換への取組を積極的に支援するため、相談窓口を設置し創業準備から資金調達までのアドバイス対応や創業支援チームによる支援、専門家派遣事業を活用した創業計画ブラッシュアップ支援及び創業に必要な手続き支援など、きめ細かな対応を充実させるとともに、国の施策である経営者保証を不要とする制度利用を含めた金融支援を促進します。

② 創業保証利用先へのモニタリング強化

創業保証利用後間もない中小企業者に対して、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じて専門家派遣などのフォローアップで事業継続・発展の取組を支援します。

また、起業した方々が日頃抱えている課題の共有や、ネットワークの広がりや寄与することを目的とした起業家交流会を開催します。

2. 重点課題

【回収部門】

(1) 現状認識

無担保や経営者以外の保証人が付されていない求償権が増加していることから、回収環境は年々厳しさを増しています。当協会では、期中管理担当者と求償権回収担当者との連携を徹底し、一層効果的な求償権管理の実施と回収の効率化・最大化に継続して取り組みます。

(2) 具体的な課題

- 1) 求償権管理回収の効率化・最大化
- 2) 管理事務停止・求償権整理の促進

(3) 課題解決のための方策

1) 求償権管理回収の効率化・最大化

① 職員間連携の徹底

期中管理担当者と求償権回収担当者との連携を徹底し、代位弁済直後の初動対応を適切に実施し、回収方針の早期決定による回収の効率化・最大化に努めます。

② 債務者のニーズを踏まえた多様な回収方法の推進

弁済契約締結先の弁済管理を徹底するとともに、求償債務者にとって利便性の高い郵便払込、コンビニ収納等の弁済方法を提案することにより、回収の効率化・最大化に努めます。

2) 管理事務停止・求償権整理の促進

代位弁済後一定期間が経過した求償権について、管理コスト圧縮のため回収見込みを適切に見極め、速やかに管理事務停止・求償権整理手続きを進めます。

2. 重点課題

【その他間接部門】

(1) 現状認識

当協会では関係機関との連携を一層深め、役職員が目的意識を共有して地域の課題に対応し、「地域から必要とされる協会」を目指すとともに、地方創生に貢献していくことが必要となっています。

一方、当協会が中小企業に対する支援を実施していく上で、公的・社会的責任を全うする信頼される組織であるために、コンプライアンス態勢の強化と適正な組織運営、積極的な経営方針の情報公開、内部監査などによる統制・検証機能の充実について引き続き努力していくことが求められています。

(2) 具体的な課題

- 1) 地方創生等への貢献
- 2) 活気ある保証協会の実現
- 3) コンプライアンス態勢の強化

(3) 課題解決のための方策

1) 地方創生等への貢献

① 事業承継支援の強化

中小企業の事業承継を円滑に進めるため、事業承継特別保証制度の対象見込先に対して積極的な情報提供を行い、制度融資の周知に努めます。また、金融機関や秋田県事業承継・引継ぎ支援センター等と企業情報を共有し事業承継支援を強化していきます。

② SDGsに資する取組の推進

信用保証業務を通じてSDGsの推進を図り、地域経済の活力ある発展に貢献していきます。

2. 重点課題

【その他間接部門】

2) 活気ある保証協会の実現

① デジタル技術を活用した事務の効率化への取組

限られた人的リソースで日々多様化・複雑化する中小企業支援業務に対応していくため、デジタル技術を活用した事務の効率化や働き方改革へ取り組むことで、職員が働きやすい業務環境の向上に努めます。

② 自ら考え行動する自律的な職員の育成

中小企業への効果的な支援を進めるため、優良支援事例の報告会による支援活動の共有や内部研修・OJTの充実、効果的な協会外研修の実施に努めます。また、資格取得奨励制度の対象資格を拡大するなど自己啓発を促し職員個々の能力の向上を図ります。

③ 人事考課の導入に向けた取組

協会として必要とされる人材の育成をはかるため、評価する仕組みを明確にした人事考課制度の導入を検討します。

3) コンプライアンス態勢の強化

① コンプライアンス態勢・意識の徹底

コンプライアンスを全ての業務の基本に据え、コンプライアンス・マニュアルに基づいた業務の運営と、コンプライアンス・プログラムの策定による役職員の一層の意識向上によりコンプライアンス態勢を徹底します。また、具体的な事例紹介等を通じ、適切な業務運営の徹底を図り、役職員の一層の意識向上とコンプライアンスの浸透を図ります。

② 内部監査の実施

基幹業務の事務処理についての適格性監査のほか、具体的な対応についての妥当性監査を強化します。また、主務省庁による監督・検査における指摘や指導に適切に対応するとともに、本部による各現課の管理状況についても検証します。

2. 重点課題

【その他間接部門】

③ 個人情報保護の徹底と適正な管理

監査実施計画に基づく点検・監査を実施し、個人情報保護の啓発及び徹底を図り、適正な対応に努めます。

④ ガバナンスの強化、経営計画等の公表

協会運営に関し、長期経営計画及び中期事業計画並びに年度経営計画等に基づく重要事項について役職員間での認識共有を徹底するとともに、中小企業に対する経営支援等の取組の「見える化」を進め、ガバナンスの強化を図ります。

また、経営計画の公表やディスクロージャー誌の発行等、適切な情報公開を通じた透明性の高い経営を実現します。

⑤ 反社会的勢力等の排除

反社会的勢力等の保証利用を未然に防止するため、保証利用の有無にかかわらず関連情報を集約し、データベースの充実を図ります。また、全国暴力追放運動推進センターなど関係機関との連携を一層強化し、不当な資金獲得活動の温床となりかねない取引を根絶し、反社会的勢力等との関係を遮断します。

令和5年度コンプライアンス・プログラム

1. コンプライアンス 態 勢		
No	【 実 施 項 目 】	【 実 施 時 期 】
1	コンプライアンス委員会の設置	通 年
2	コンプライアンス統括部署の設置	通 年
3	ハラスメント統括部署の設置	通 年
4	コンプライアンス担当者選任	通 年
5	コンプライアンス・プログラム制定	4 月
6	コンプライアンス活動計画策定	4 月

2. 広 報 活 動		
No	【 実 施 項 目 】	【 実 施 時 期 】
1	本所・支所の事務所内における周知	通 年
①	秋田県信用保証協会倫理憲章の掲示	
②	個人情報保護宣言の掲示	
③	反社会的勢力等への対応について掲示	
2	ディスクロージャー誌(令和5年度版事業概況)による広報	毎年7月
①	会長挨拶の中に倫理憲章とコンプライアンス重視の経営を明記	
3	協会ホームページに個人情報保護宣言と反社会的勢力等への対応について掲載	通 年

3. コンプライアンス・チェック		
No	【 実 施 項 目 】	【 実 施 時 期 】
1	コンプライアンス報告書の提出	毎 月
2	情報漏洩防止に関する点検報告書の提出	毎 月
3	内部監査時のコンプライアンス関連項目のチェック	上 期・下 期
4	コンプライアンスの認識度チェックテスト、アンケートの実施(全職員対象)	上 期
5	ハラスメントに関するアンケート調査の実施(全職員対象)	上 期・下 期

4. 各 種 委 員 会		
No	【 実 施 項 目 】	【 実 施 時 期 】
1	コンプライアンス委員会の開催	定例年2回・随時
2	ハラスメント統括部署会議の開催	定例年2回・随時
3	コンプライアンス担当者会議の開催	定例年2回・随時

5. 内部啓発活動		
No	【 実 施 項 目 】	【 実 施 時 期 】
1	役員による教宣・啓発活動	通 年
2	内部監査時における教宣・啓発活動	通 年
3	コンプライアンス勉強会の実施	通 年
4	各種研修会への職員派遣	通 年
5	外部講師による研修会の実施	下 期

3. 事業計画

(単位:百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保証承諾	60,000	120.0%	144.6%
保証債務残高	303,000	91.8%	91.0%
保証債務平均残高	313,900	92.1%	91.1%
代位弁済	4,500	100.0%	175.8%
実際回収	600	109.1%	83.0%
求償権残高	1,269	101.6%	136.7%

積算の根拠(考え方)

- ・保証承諾
保証承諾額は、令和4年度実績見込比144.6%の600億円とした。企業ニーズに応じた借換の提案や企業訪問を通じた資金需要の掘り起こしを推進していくことから増加を見込む。
- ・保証債務残高
保証債務残高は、令和4年度実績見込比91.0%の3,030億円とした。令和5年度の保証承諾、償還、代位弁済などの見込みから減少すると見込む。
- ・代位弁済
代位弁済は、令和4年度実績見込比175.8%の45億円とした。コロナ対策資金による資金繰りの下支えもあって県内企業倒産は小康状態が続いているものの、令和5年度はコロナの長期化や物価上昇、エネルギー価格高騰の影響による倒産の増加が懸念される。
- ・実際回収
求償権回収は、令和4年度実績見込比83.0%の6億円とした。代位弁済計画額と回収ピッチから算出した数値に回収環境を勘案して策定した。
- ・求償権残高(帳簿)
令和4年度見込み9億28百万円に対し、令和5年度代位弁済、回収、求償権の償却を加味し計画した。

4. 収支計画

秋田県信用保証協会

(単位:百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	3,283	96.2%	94.7%	1.05%
保証料	2,794	92.2%	91.1%	0.89%
運用資産収入	246	102.5%	100.0%	0.08%
責任共有負担金	203	189.7%	189.7%	0.06%
その他	40	108.1%	81.6%	0.01%
経常支出	2,237	95.9%	100.3%	0.71%
業務費	891	103.2%	110.0%	0.28%
借入金利息	0	0.0%	0.0%	0.00%
信用保険料	1,330	91.1%	93.7%	0.42%
責任共有負担金納付金	0	0.0%	0.0%	0.00%
雑支出	16	160.0%	1600.0%	0.01%
経常収支差額	1,046	96.8%	84.6%	0.33%
経常外収入	6,229	103.9%	142.0%	1.98%
償却求償権回収金	80	101.3%	90.9%	0.03%
責任準備金戻入	2,143	95.5%	96.6%	0.68%
求償権償却準備金戻入	306	156.9%	159.4%	0.10%
求償権補填金戻入	3,700	106.3%	195.8%	1.18%
その他	0	0.0%	0.0%	0.00%
経常外支出	6,494	100.5%	142.2%	2.07%
求償権償却	4,070	107.0%	192.2%	1.30%
責任準備金繰入	2,003	89.1%	93.5%	0.64%
求償権償却準備金繰入	419	101.7%	136.9%	0.13%
その他	2	100.0%	200.0%	0.00%
経常外収支差額	-265	56.7%	147.2%	-0.08%
制度改革促進基金取崩額	0	—	—	—
収支差額変動準備金取崩額	0	0.0%	0.0%	0.00%
当期収支差額	781	127.2%	73.9%	0.25%
収支差額変動準備金繰入額	390	127.0%	73.9%	0.12%
基金準備金繰入額	391	127.4%	73.9%	0.12%
基金準備金取崩額	0	0.0%	0.0%	0.00%
基金取崩額	0	0.0%	0.0%	0.00%

積算の根拠(考え方)

・「保証料」については、過年度実績等をもとに平均保証料率を0.89%として策定した。
 ・「責任共有負担金」については、責任共有対象の保証残高および過年度代位弁済実績をもとに個別積算し計上した。

・「経費」については、個別科目毎に積算した。

・「信用保険料」については、過年度実績等をもとに平均保険料率を0.42%として計上した。
 ・「責任共有負担金納付金」については、4年度に引き続き納付ゼロとなる見込み。

・「求償権補填金償却、戻入」については、代位弁済と回収の計画を加味して積算した。

・「制度改革促進基金取崩額」については、平成29年度決算において基金残高全額を取り崩したことから発生しない。

5. 財務計画

(単位:百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
年度 金融 機関 出 入 金 ・ 金 担 金	県	0	—	—
	市町村	0	—	—
	金融機関等	0	—	—
	合計	0	—	—
基金取崩		0	—	—
基金準備金繰入		391	100.0%	73.9%
基金準備金取崩		0	—	—
期 末 基 本 財 産	基金	10,848	100.0%	100.0%
	基金準備金	7,971	109.4%	105.2%
	合計	18,819	103.8%	102.1%

制度改革促進基金取崩	0	—	—
制度改革促進基金期末残高	0	—	—

収支差額変動準備金繰入	390	100.0%	73.9%
収支差額変動準備金取崩	0	—	—
収支差額変動準備金期末残高	6,184	108.3%	106.7%

(単位:百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助		0	0.0%	0.0%
基金補助金		0	0.0%	0.0%
地方公共団体からの財政援助		971	106.0%	93.2%
保証料補給 (「保証料」計上分)		959	110.2%	92.4%
保証料補給 (「事務補助金」計上分)		0	0.0%	0.0%
損失補償補填金		12	26.1%	300.0%
事務補助金 (保証料補給分を除く)		0	0.0%	0.0%
借入金運用益		0	0.0%	0.0%

秋田県信用保証協会

積算の根拠(考え方)

・基本財産造成については、自助努力による基金準備金の積み上げを主体とし、出えん金・金融機関負担金は要望しない。

・制度改革促進基金については、平成29年度決算で基金残全額を取り崩した。

6. 経営諸比率

秋田県信用保証協会

(単位:%)

項目	算式	比率	対前年度計画比 増減	対前年度 実績見込比増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.89%	0.00%	0.00%
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.08%	0.01%	0.01%
経費率	経費【業務費+雑支出】／保証債務平均残高	0.29%	0.03%	0.05%
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.18%	0.02%	0.03%
(物件費率)	物件費【経費-人件費】／保証債務平均残高	0.11%	0.02%	0.02%
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.42%	0.00%	0.01%
支払準備資産保有率	(流動資産-借入金)／保証債務残高	10.67%	2.12%	1.22%
固定比率	(事業用不動産+建設仮勘定)／基本財産	2.32%	0.70%	0.68%
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	57.64%	-2.18%	-1.22%
求償権による基本財産固定率	(求償権残高-求償権償却準備金)／基本財産	4.52%	1.02%	1.14%
		1,269		
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	16.1倍		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	1.43%	0.11%	0.69%
回収率	回収(元本)／(期首求償権+期中代位弁済(元利計))	1.64%	0.17%	-2.64%

(注) 1. 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2. 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末毎の求償権残高の実数(単位:百万円)を記入する。

法人名 秋田県信用保証協会

②令和4年度計算書類等

法人所管課 産業政策課

事 業 報 告 書

第 72 期

令和 4年 4月 1日から

令和 5年 3月 31日まで

秋 田 県 信 用 保 証 協 会

目 次

1. 業 務 報 告 書	1 頁
2. 収 支 計 算 書	3 0 頁
3. 貸 借 対 照 表	3 1 頁
4. 財 産 目 録	3 2 頁

1. 業務報告書

(1) 事業概況

事業方針

当協会では、平成30年4月に策定した6年間の長期経営計画において、「地域とつながる保証協会」を経営ビジョンに掲げ、この達成に向け計画期間の後期3年間（令和3年度～令和5年度）にあたる中期事業計画において次のテーマを重点的な取組として定めた。

- (1) 力強い金融支援
- (2) 適正保証の推進
- (3) 経営改善や事業再生等の促進
- (4) 関係機関との連携強化・協働

中期事業計画の2年目となる令和4年度においては、これらの重点事項に対応する次の4つの項目に注力しながら業務運営に努めることとした。

- ① 県内中小企業の事業維持・発展に向けた力強い金融支援の実施
- ② 適正保証の推進
- ③ 経営課題を抱える企業へのモニタリング・フォローアップの実施
- ④ 効果的な経営支援の実施

(保証業務)

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の影響長期化に加え原材料価格の高騰などにより資金繰りに支障が出ている中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業」という。）に対して、引き続き国・県・市町村の施策に呼応し、金融機関等と連携しながら積極的に資金繰り支援を行った。

(期中管理及び経営支援業務)

新型コロナの影響を受ける中小企業や新型コロナ対策資金利用先に対し、モニタリングを強化し、課題解決に向けた効果的な経営支援や追加の金融支援、返済条件緩和などをタイムリーに実施した。

また、創業者を積極的に支援するため、起業・創業相談窓口を開設したほか、創業保証利用者へはフォローアップ訪問を実施し、必要に応じ資金繰り支援や専門家派遣による販路拡大などの経営支援につなげた。

(回収業務)

期中管理部門と求償権管理部門の連携により、要代位弁済先の調査および代位弁済直後の初動対応を適切に実施するとともに、担保処分促進、一部弁済による保証人免除を伴う不定期回収の促進等を実施し、回収の最大化に努めた。

(その他)

コンプライアンス態勢の維持確立に向けた取組を土台としつつ、金融支援・経営支援等を効果的に進めるため各種研修会に職員を参加させ、個々の能力向上に努めるなど、高い専門性とスキルを持った職員の育成に取り組んだ。また、業務効率を高めるため引き続きデジタル化を進め、保証関係書類の伝送化や全国統一の信用保証協会電子受付システムの本稼働に向けた対応に取り組んだ。

経済情勢

令和4年度の県内経済は、新型コロナの影響や物価上昇、慢性的な人手不足などから一部に弱さが残るものの、ウィズコロナの下、社会経済活動の正常化が進みつつあり全体として持ち直しがみられた。

また、県内の企業倒産においても、全国旅行支援といった政策や新型コロナ対策に係る中小企業向け資金繰り支援などの効果もあり、東京商工リサーチの令和4年度の「秋田県企業倒産状況」では、件数37件（前年度27件）、負債総額38億円（前年度67億円）となっており、倒産件数は1971年度（昭和46年度）の調査開始以来、過去3番目に少なく、負債総額においても過去4番目に少なかった。

しかしながら、本県は10年連続で全国最高の人口減少率を記録するなど人口減少は顕著で、それによるマーケットの縮小や少子高齢化による人手不足、エネルギー価格高騰により、今後、収益を圧迫された企業の倒産増加が懸念されており、県内中小企業を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続いている。

業 績

このような経済情勢の中で、令和4年度の事業概況は次のとおりであった。

1) 保証承諾及び保証債務残高の状況

保証承諾は、4,487件、422億51百万円で、前年度に比べ件数で1,882件(△29.5%)、金額では444億75百万円(△51.3%)と大幅に減少した。

また、保証残高は、31,374件、3,320億94百万円となり、前年度に比べ件数で282件(△0.9%)、金額では187億95百万円(△5.4%)減少した。

なお、重要課題として取り組んでいる「保証利用企業者数の確保」については、14,867企業と前年度に比べ244企業減少した。

2) 延滞保証債務残高および代位弁済の状況

期末所定期限経過保証債務残高(期限経過90日超)は、3件6百万円となった。(前年度1件5百万円)

また、代位弁済(元利)は、273件、25億59百万円となり、前年度に比べ件数で83件(43.7%)、金額では7億38百万円(40.6%)増加した。

期末の代位弁済請求残高は、20件、91百万円となり、前年度に比べ件数で2件(11.1%)増加したが、金額では1億8百万円(△54.3%)減少した。

なお、保証債務平均残高に対する代位弁済率は、0.74%となり、前年度に比べ0.2ポイント上昇した。

3) 求償権回収の状況

求償権元本の回収額は、73件、6億54百万円となり、前年度に比べ件数で5件(7.4%)増加したが、金額で91百万円(△12.2%)減少した。

また、損害金回収については53百万円で、前年度に比べ5百万円(△8.8%)減少した。

この結果、元本・損害金の回収総額は、7億7百万円となり、前年度に比べ96百万円(△11.9%)の減少となった。

事業の展望

当協会では、平成30年4月に策定した6年間（平成30年度～令和5年度）の長期経営計画において、「地域とつながる保証協会」を経営ビジョンに掲げ、この達成に向け計画期間の後期3年間（令和3年度～5年度）にあたる中期事業計画において次のテーマを重点的な取組として定めた。

- 力強い金融支援
- 適正保証の推進
- 経営改善や事業再生等の促進
- 関係機関との連携強化・協働

令和5年度においては、引き続きコンプライアンス態勢の強化に向けた取組を土台としつつ、企業訪問が経営支援の入口との認識を全職員で共有し、「企業に出向き、対話を繰り返す」ことを強く意識しながら活動していく。

中小企業の多様な資金需要に応えるため金融支援をはじめ、創業支援の強化による開業率の改善、事業承継や事業再生支援の促進にも努め、多くの企業に対し実効性の高い経営支援を実施し、企業の発展による県内経済の活性化につながる活動を全力で取り組む。

加えて、国が推進する経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた各施策についても積極的に取り組む。

また、これらの金融支援、経営支援をより効果的に行うため、引き続き県・市町村、金融機関、支援機関等との連携を重視しながら、金融仲介機能を発揮するとともに、職員研修をより一層充実させるなど各自のスキルアップにも取り組む。

令和5年度の重点的な取組

- 県内中小企業の事業維持・発展に向けた力強い金融支援の実施
- 企業との接点増加による経営支援の充実
- 創業者支援の強化

令和5年度 事業計画主要数値

保証承諾	600億円
保証残高	3,030億円
保証債務平均残高	3,139億円
代位弁済	45億円
求償権回収	6億円

(2) 庶務事項

年 月 日	記 事
令和4年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事異動実施 ○ 理事の任命 理事就任 加藤 慶美 ○ 第1回理事会（書面） 議案第1号 加藤 慶美 理事を常勤の常務理事とする件 議案第2号 常務理事の報酬の件
4月 8日	○ 令和4年度経営計画書主務省等提出
4月 13日	○ 業務方法書の一部変更認可（指令産政-108） 業務の執行及び会計に関する事項
4月 20日	○ 第1回コンプライアンス委員会
4月 21日	○ 第1回ハラスメント統括部署会議
4月 22日	○ 令和3年度決算速報主務省等提出
4月 28日	○ 第1回コンプライアンス担当者会議
5月 12日	○ 令和3年度決算監査会、第1回監事会
5月 19日	○ 理事退任 池田 秀
5月 20日	○ 理事就任 菅原 浩
5月 25日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回理事会 議案第1号 令和3年度事業報告及び決算承認について 議案第2号 就業規則及び給与規程の一部改正について
5月 25日	○ 令和3年度事業報告書主務省等提出
5月 26日	○ 資産総額変更登記（資産の総額 23,866,544,693円）
5月 31日	○ 理事退任 佐々木 哲男
6月 1日	○ 理事就任 松田 知己
6月 29日	○ 関連会社（保証協会債権回収株式会社、保証協会コンピュータサービス株式会社）の状況報告主務省等提出
7月 4日	○ 外部評価委員会
8月 5日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回理事会（書面） 議案第1号 定款の一部変更について
8月 9日	○ 第2回監事会
9月 5日	○ 業務方法書の一部変更認可（指令産政-977） 保証の金額の最高限度に関する事項

年 月 日	記 事
令和4年 10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監事再任 田中 一博 長谷部 弘輝 赤坂 薫
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回理事会（書面） 議案第1号 田中 一博 監事を常勤とする件 議案第2号 常勤監事の報酬の件
10月 27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定款の一部変更認可（金監督第2812号・20221014中第1号） 「業務」の関係規定の一部変更
10月 31日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回ハラスメント統括部署会議
11月 11日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回監事会
11月 24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5回理事会（書面） 議案第1号 給与規程における給料表の改正の件
12月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事退任 三浦 廣巳
12月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事就任 辻 良之
令和5年 1月 10日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務方法書の一部変更認可（指令産政-1581） 保証の金額の最高限度に関する事項
1月 11日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務方法書の一部変更認可（指令産政-1611） 保証料等に関する事項
1月 20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6回理事会（書面） 議案第1号 辻 良之 理事を副会長とする件
2月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回監事会
3月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回コンプライアンス委員会
3月 15日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回コンプライアンス担当者会議
3月 20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回コンプライアンス委員会
3月 22日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回コンプライアンス委員会
3月 24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第7回理事会 議案第1号 令和5年度経営計画（案）について 議案第2号 令和5年度収支予算（案）について 議案第3号 大館支所の新築（案）について
3月 29日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回ハラスメント統括部署会議
3月 31日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事退任 佐藤 徹 清水 剛

(3) 役 職 員

イ 役職員数

理 事	監 事	職 員	計
15 (11)	3 (2)	55	73 (13)

(注) ()内は非常勤の理事、監事数を表す。

ロ 役 員

役 職 名	氏 名	現 職 理 事 就 任 月 日	備 考
会 長 理 事	堀 井 啓 一	令 和 3 年 7 月 1 日	常 勤
副 会 長 理 事	辻 良 之	理 事 令 和 4 年 1 2 月 9 日 副 会 長 令 和 5 年 1 月 2 0 日	非 常 勤 県 商 工 会 議 所 連 合 会 会 長
常 務 理 事	加 藤 慶 美	令 和 4 年 4 月 1 日	常 勤
理 事	伊 藤 登 志 雄	平 成 2 8 年 4 月 1 日	常 勤
理 事	船 木 富 三 弥	令 和 3 年 4 月 1 日	常 勤
理 事	新 谷 明 弘	令 和 2 年 4 月 1 日	非 常 勤 秋 田 銀 行 頭 取
理 事	伊 藤 新	平 成 3 1 年 4 月 1 日	非 常 勤 北 都 銀 行 頭 取
理 事	大 森 三 四 郎	令 和 3 年 5 月 2 7 日	非 常 勤 県 商 工 会 連 合 会 会 長
理 事	北 林 貞 男	平 成 2 1 年 6 月 2 3 日	非 常 勤 県 信 用 組 合 理 事 長
理 事	佐 藤 徹	令 和 3 年 4 月 2 4 日	非 常 勤 県 産 業 労 働 部 長
理 事	清 水 剛	令 和 2 年 1 0 月 1 日	非 常 勤 商 工 組 合 中 央 金 庫 秋 田 支 店 長
理 事	菅 原 浩	令 和 4 年 5 月 2 0 日	非 常 勤 県 信 用 金 庫 協 会 会 長
理 事	藤 澤 正 義	平 成 2 6 年 6 月 1 1 日	非 常 勤 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 会 長
理 事	穂 積 志	平 成 2 1 年 5 月 1 5 日	非 常 勤 県 市 長 会 会 長
理 事	松 田 知 己	令 和 4 年 6 月 1 日	非 常 勤 県 町 村 会 会 長
監 事	田 中 一 博	令 和 3 年 4 月 1 日	常 勤
監 事	長 谷 部 弘 輝	平 成 1 8 年 1 0 月 1 日	非 常 勤 税 理 士
監 事	赤 坂 薫	平 成 2 6 年 1 0 月 1 日	非 常 勤 弁 護 士

(4) 事務所

名 称	開設年月日	所在地	備 考
秋田県信用保証協会	昭和26年 8月 1日	秋田市旭北錦町1番47号 (秋田県商工会館内)	土地 844.69 m ² 建物 1,594 m ²
大館支所	昭和28年 4月27日	大館市字三の丸90番地	土地 349.28 m ² 建物 215.35 m ²
能代支所	昭和38年 2月 1日	能代市上町6番28号	土地 223.14 m ² 建物 191.47 m ²
本荘支所	昭和40年 7月 1日	由利本荘市肴町66番地4	土地 347.39 m ² 建物 177.39 m ²
大曲支所	昭和30年 8月 1日	大仙市大曲浜町2番2号	土地 674.04 m ² 建物 274.62 m ²
横手・湯沢支所	平成15年 4月 1日	横手市神明町2番27号	賃借 土地 669.29 m ² 建物 195.76 m ²

(5) 基本財産

イ 基本財産

(単位：千円)

期 別 区 分	前 期 末	当期中増加額	当期中減少額	当 期 末
基 金	10,847,937	0	0	10,847,937
基 金 準 備 金	7,640,211	609,099 (0)	0	8,249,310
計	18,488,147	609,099	0	19,097,247

(注) 基金準備金の当期中増加欄の()には、収支差額変動準備金からの振替額を内数で記載。

ロ 出えん金 (累計)

(単位：千円)

期 別 出えん者別	前期末	当期中増加額	当期末
地 方 公 共 団 体			
都 道 府 県	8,748,982	0	8,748,982
市 町 村	1,212,792	0	1,212,792
計	9,961,774	0	9,961,774
金 融 機 関			
都 市 銀 行	1,408	0	1,408
地 方 銀 行	21,177	0	21,177
第二地方銀行協会加盟行	660	0	660
信 託 銀 行	0	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0	0
信 用 金 庫	2,709	0	2,709
信 用 協 同 組 合	646	0	646
農 業 協 同 組 合	0	0	0
商工組合中央金庫	1,487	0	1,487
農 林 中 央 金 庫	0	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0	0
そ の 他 金 融 機 関	0	0	0
計	28,086	0	28,086
そ の 他			
業 者 ・ 業 者 団 体	7,414	0	7,414
合 計	9,997,274	0	9,997,274

※上記出えん金(累計)には、過去に金融安定化特別基金(中小企業金融安定化特別保証制度の実施に伴い創設された基金。平成21年度末をもって廃止。)を造成するために出えんされた額1,880,000千円を含む。

八 金融機関等負担金（累計）

（単位：千円）

期 別 負担者別	前 期 末	当 期 中 増 加 額	当 期 末
金 融 機 関			
都 市 銀 行	31,255		31,255
地 方 銀 行	2,117,473	0	2,117,473
第二地方銀行協会加盟行	61,336	0	61,336
信 託 銀 行	0	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0	0
信 用 金 庫	303,086	0	303,086
信用協同組合	104,548	0	104,548
農業協同組合	680	0	680
商工組合中央金庫	78,756	0	78,756
農 林 中 央 金 庫	50	0	50
生命保険会社	5,755	0	5,755
損害保険会社	19,458	0	19,458
その他金融機関	0	0	0
計	2,722,397	0	2,722,397
そ の 他			
業 者 ・ 業 者 団 体	8,266	0	8,266
合 計	2,730,663	0	2,730,663

※業者・業者団体のなかには（財）日本共同証券財団からの助成金の拠出（5,696千円）が含まれている。

(6) 業務内容

イ 保証の種類

種類 (制度名)	対 象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は保証人の徴求	備 考		
					割引料率の適用	借入金		損失補償	補給金 保証料 保険料	その他
普通保証	県内で事業を営む中小企業者	運転・設備	280,000 組合 480,000	(概ね) 運転 10年 設備 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			
災害	激甚災害復旧融資保証制度	運転・設備	280,000 組合 480,000	10年	0.88	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			
	秋田県中小企業振興資金融資保証制度 中小企業災害復旧資金	運転・設備	30,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 原則不要 保証人: 原則法人代表者のみ		県	
経営	経営安定関連融資保証制度	運転・設備	280,000 組合 480,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			
	秋田県経営安定資金融資保証制度 ①経営安定資金受注減型	運転・設備	80,000 (②と合算)	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ	県	一部県 (最大0.30%)	
	" ②経営安定資金連倒型	運転・設備	80,000 (①と合算)	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ	県	一部県 (最大0.30%)	
	" ③借換枠 (一般)	運転・設備	280,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		一部県 (最大0.30%)	
	" ④新型コロナウイルス感染症対策枠	運転・設備	80,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 原則不要 保証人: 原則法人代表者のみ	県	一部県 (最大0.40%)	
" ⑤原油・原材料等価格高騰対策枠	運転・設備	40,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ	県	一部県 (最大0.40%)		
安定	秋田県セーフティネット保証制度 ①経営安定資金受注減型	運転・設備	80,000 (②と合算)	10年	0.88	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			
	" ②経営安定資金連倒型	運転・設備	80,000 (①と合算)	10年	0.88	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		一部県 (0.50%超の部分)	
	" ③経営安定資金金融破綻型	運転・設備	50,000	10年	0.88	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			
	" ④借換枠 (一般)	運転・設備	280,000	10年	0.88	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			
	" ⑤新型コロナウイルス感染症対策枠	運転・設備	80,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担保: 原則不要 保証人: 原則法人代表者のみ	県		
関連	秋田県新型コロナウイルス感染症対応融資保証制度	運転・設備	60,000	10年	1.05~0.85	なし	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		国	
	秋田県経営安定資金危機対策特別枠保証制度	運転・設備	60,000	10年	0.76	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ	県	県	
	伴走支援型特別保証制度	運転・設備	100,000	10年 一括返済の場合 1年	2.40~0.45	なし	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		連合会	
	秋田県伴走支援型特別保証制度	運転・設備	100,000	10年 一括返済の場合 1年	2.40~0.45	なし	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		連合会	
連	秋田市中小企業振興資金保証制度 緊急経営支援資金	運転・設備	30,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		市	
	市町村中小企業振興資金保証制度	運転・設備	10,000~20,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		市	北秋田市ほか 3制度
公害防止	公害防止融資保証制度	運転・設備	50,000 組合 100,000	7年	1.23 又は1.07	あり (1)(2)	担保: 原則必要 保証人: 原則法人代表者のみ			
危機関連	危機関連保証	運転・設備	280,000 組合 480,000	10年	0.80	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			
	秋田県危機関連融資保証制度	運転・設備	80,000	10年	0.70	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ	県		
	秋田市危機関連融資保証制度	運転・設備	30,000	10年	0.80	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ	市		
	市町村中小企業振興資金保証制度	運転・設備	10,000~20,000	10年	0.80	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ	市		由利本荘市ほか 2制度
海外投資	海外投資関係資金融資保証制度	運転・設備	200,000 組合 400,000	10年	1.23 又は1.07	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ	県		
事業転換	秋田県新事業展開資金融資保証制度 ①事業革新資金	運転・設備	200,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ	県	一部県 (0.60%超の部分)	
	" ②事業革新資金賃金水準向上枠	運転・設備	200,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ	県	県	
	秋田県セーフティネット新事業支援保証制度 事業革新資金	運転・設備	200,000	10年	0.88	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		一部県 (0.70%超の部分)	
	" ②事業革新資金賃金水準向上枠	運転・設備	200,000	10年	0.88	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ	県		

種類 (制度名)	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)		担保又は保証人の徴求	備考					
					割引料率の適用	借入金		損失補償	補給金		その他		
									保証料	保険料			
体質強化	経営力強化保証制度	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	運転・設備	280,000	5年 7年	2.00~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ					
	秋田県経営安定資金融資保証制度 経営力強化枠	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	運転・設備	200,000	5年 7年	1.75~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.30%)		
	秋田県経営安定資金融資保証制度 借換枠 (経営力強化)	中小企業振興資金災害復旧資金またはセーフティネット資金緊急経済対策枠等の残高があり、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	運転・設備	280,000	10年	2.00~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.40%)		
	秋田県経営安定資金融資保証制度 特別改善枠	商工会議所、商工会連合会等から推薦を受けたもの	運転・設備	50,000	12年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ	県	一部県 (最大0.30%)			
		中小企業活性化協議会から推薦を受けたもの	運転・設備	80,000									
秋田県セーフティネット保証制度 特別改善枠	商工会議所、商工会連合会等から推薦を受けたもの	運転・設備	50,000	12年	0.88	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ						
	中小企業活性化協議会から推薦を受けたもの	運転・設備	80,000										
新事業開拓	新事業開拓資金融資保証制度 新事業開拓保証	新事業開拓保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備	組合 200,000 400,000	15年	1.23 又は1.07	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ					
	" 特定新技術事業活動関連保証	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法の要件を具備する中小企業者	運転・設備	組合 300,000 600,000	5年 7年	1.44~1.07	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 必要に応じ					
	" 経営革新関連保証	中小企業等経営強化法の要件を具備する中小企業者	運転・設備	組合 300,000 600,000	5年 7年	1.23 又は1.07	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 必要に応じ					
	" 経営力向上関連保証	中小企業等経営強化法の要件を具備する中小企業者	運転・設備	組合 300,000 600,000	5年 7年	1.23 又は1.07	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 必要に応じ					
	" 供給確保関連保証	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法の要件を具備する中小企業者	運転・設備	組合 300,000 600,000	10年	1.23 又は1.07	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ					
エネルギー	エネルギー対策保証制度	エネルギー対策保険の要件を具備する中小企業者	設備	組合 200,000 400,000	10年	1.23 又は1.07	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ					
	秋田県再生可能エネルギー関連融資保証制度 再生可能エネルギー設備資金	再生可能エネルギーに係る発電設備を設置し、主として発電事業を行う中小企業者	設備	200,000	15年	1.07	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		県			
	" 再生可能エネルギー導入支援資金	再生可能エネルギーに係る発電設備を設置し、主として発電事業を行う中小企業者	運転・設備	280,000	15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		県	一部県 (最大0.30%)		
企業連携	秋田県中小企業連携支援融資保証制度	異なる二者以上の中小企業者等が連携して商品開発等を行うなど、一定の要件を具備する中小企業者	運転・設備	50,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		県	一部県 (0.60%超の部分)		
当座貸越	当座貸越 (貸付専用型) 根保証制度	業歴3年以上、与信取引6ヶ月以上、CRDスコアリングが基準以上等の要件を具備する中小企業者	運転・設備	280,000	2年	1.62~0.39	あり (1)(2)	担保: 5千万円超原則必要 保証人: 原則法人代表者のみ					
カードローン	事業者カードローン当座貸越根保証制度	業歴3年以上、与信取引6ヶ月以上、CRDスコアリングが基準以上等の要件を具備する中小企業者	運転・設備	20,000	2年	1.62~0.39	あり (1)(2)	担保: 原則不要 保証人: 原則法人代表者のみ					
	小規模企業者カードローン当座貸越根保証制度	業歴1年以上、従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)、最近2年間の決算で一定の要件を具備する小規模業者	運転・設備	3,000	2年	1.62~0.39	あり (1)(2)	担保: 原則不要 保証人: 原則法人代表者のみ					
労働力確保	労働力確保関連保証制度	労働力確保法の要件を具備する中小企業者	運転・設備	組合 280,000 480,000	10年	0.99 又は0.76	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ					
小売商業	中小小売商業関連保証制度 中小小売商業関連保証	中小小売商業振興法の要件を具備する中小企業者	設備	組合 280,000 480,000	10年	0.99 又は0.76	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ					
	" 商店街整備等支援関連保証	中小小売商業者の近代化を支援する公益法人	設備	280,000	10年	1.34 又は1.07	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ					
中堅企業	中堅企業特別保証制度	破綻金融機関等と取引のある中堅企業	運転・設備	500,000	5年 7年	無担保 0.65 有担保 0.75	なし	担保: 1億超要 保証人: 原則法人代表者のみ					
業	創業関連保証制度 ①創業関連保証	産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備	35,000 (②と合算)	10年	0.88	あり (1)	担保: 不要 保証人: 法人代表者のみ					
	" ②再挑戦支援保証	産業競争力強化法に定める再挑戦者	運転・設備	35,000 (①と合算)	10年	0.88	あり (1)	担保: 不要 保証人: 法人代表者のみ					
	連携創業支援等関連保証制度	産業競争力強化法に定める認定連携創業支援事業を実施する一般社団法人等	運転・設備	280,000	10年	1.15	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ					
	スタートアップ創出促進保証制度	産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備	35,000	10年	1.08	あり (1)	担保: 不要 保証人: 不要					
	創業者不動産取得支援保証制度	事業開始後1年未満の県内中小企業者	運転・設備	100,000	20年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要 保証人: 原則法人代表者のみ					
	秋田県創業支援資金融資保証制度 ①創業支援資金	県内で新たに事業をおこなおうとするもの	運転・設備	35,000	10年	0.88	あり (1)	担保: 不要 保証人: 原則法人代表者のみ		県	(0.18%)		
	" ②創業支援資金女性・若者支援枠	県内で新たに事業をおこなおうとするもので、女性及び35歳未満のもの	運転・設備	25,000	10年	0.88	あり (1)	担保: 不要 保証人: 原則法人代表者のみ		県	(全額)		
	秋田市中小企業振興資金保証制度 新分野進出資金	秋田市で新たに分社化しようとする中小企業者	設備	10,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		市			
	秋田市無担保無保証人保証制度	秋田市を主たる事業所とする創業5年未満の小規模事業者	運転・設備	5,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担保: 不要 保証人: 不要		市			
市町村中小企業創業資金保証制度	各市町村で事業を行うもので、産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備	10,000~20,000	10年	0.88	あり (1)	担保: 不要 保証人: 原則法人代表者のみ		市		秋田市ほか 16制度		
流動資産	流動資産担保融資保証制度	在庫、売掛債権等の流動資産を担保として活用する中小企業者	運転・設備	200,000 (80%の割合保証)	1年	0.68	あり (1)	担保: 流動資産 保証人: 法人代表者のみ					
	秋田県中小企業振興資金保証制度 流動資産担保資金	在庫、売掛債権等の流動資産を担保として活用する中小企業者	運転・設備	100,000 (80%の割合保証)	1年	0.68	あり (1)	担保: 流動資産 保証人: 法人代表者のみ					

種類 (制度名)	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は保証人の徴求	備考				
					割引料率の適用	借入金		損失補償	補給金 保証料 保険料	その他		
事業再生	特定中小企業再生支援関連保証制度	産業競争力強化法に基づき、経済産業大臣から認定支援機関とされた商工会等	280,000	運転 設備	10年 15年	1.07	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
	事業再生保証制度	法的な再建手続を行う中小企業者であって、事業の再建に合理的な見通しが認められるもの	200,000	運転・設備	10年	2.20	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
	事業再生円滑化関連保証	特定認証紛争解決事業者、中小企業活性化協議会等の関与する私的整理手続中の中小企業者	280,000 組合 480,000 (80%の割合保証)	運転・設備	3年	1.76	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
	事業再生計画実施関連保証	認定支援機関の支援のもと事業再生を行う中小企業者	280,000 組合 480,000	運転・設備	15年	0.80 又は1.0	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
	事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、認定支援機関の支援のもと事業再生を行う中小企業者	280,000 組合 480,000	運転・設備	15年 一括返済の場合 1年	0.80~1.20	なし	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			連合会	
	秋田県事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、認定支援機関の支援のもと事業再生を行う中小企業者	280,000 組合 480,000	運転・設備	15年 一括返済の場合 1年	0.80~1.20	なし	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ	一部県		連合会	
	秋田県再建企業特別融資保証 事業再生資金	法的な再建手続を行う中小企業者であって、事業の再建に合理的な見通しが認められるもの	100,000	運転	1年	2.20	あり (2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ	県		一部県 (1.20%超の部分)	
	再起支援資金	産業競争力強化法に定める再挑戦者	35,000	運転・設備	10年	0.88	あり (1)	担保: 原則不要 保証人: 原則法人代表者のみ	県		一部県 (0.18%)	
一括支払	一括支払契約保証制度	一括返済方式による資金調達を行う中小企業者	1,000,000 (70%の割合保証)	運転	1年	2.20~0.50	あり (2)	担保: 必要に応じ 保証人: 不要				
予約	予約保証制度	業歴等国の定める一定の要件に合致する中小企業者	一般 20,000 小口 5,000	運転・設備	一般 5年 小口 10年	1.90~0.60 2.20~0.70	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
小口	無担保無保証人小口資金保証制度	特別小口保険の要件を具備する小規模企業者	20,000	運転・設備	7年	0.88	あり (1)	担保: 不要 保証人: 不要				
	小口零細企業保証制度	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)で、保証付融資残高の合計が20,000千円以内となる小規模企業者	20,000	運転・設備	10年	2.20~0.50	あり (1)(2)	担保: 原則不要 保証人: 原則法人代表者のみ				
	秋田県中小企業振興資金融資保証制度 小規模事業振興資金	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)の小規模企業者	20,000	運転・設備	7年 10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (0.45又は0.50%超の部分)	
	秋田県小口零細企業保証制度	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)で、保証付融資残高の合計が20,000千円以内となる小規模企業者	20,000	運転・設備	7年 10年	2.20~0.50	あり (1)(2)	担保: 原則不要 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (0.50%超の部分)	
	市町村中小企業振興資金保証制度	当該市町村で1年以上の営業実績があり市町村民税を完納している中小企業者	5,000~30,000	運転・設備	7年~15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			市町村	秋田市ほか 24制度
	市町村小口零細企業保証制度	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)で、保証付融資残高の合計が20,000千円以内となる小規模企業者	5,000~20,000	運転・設備	7年~10年	2.20~0.50	あり (1)(2)	担保: 原則不要 保証人: 原則法人代表者のみ			市町村	秋田市ほか 21制度
設備	秋田市中小企業振興資金保証制度 設備近代化資金	店舗近代化を行う中小企業者	50,000 組合 100,000	設備	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			市	
	商店街空き店舗等利用資金	空店舗の活用を行う中小企業者	50,000	設備	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			市	
	商業施設整備資金	共同施設設置事業等を行う組合等	500,000	設備	15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			市	
	大館市中小企業機械類設備資金融資保証制度	大館市で1年以上事業を営み、市税を完納している中小企業者	5,000	設備	5年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			市	
	由利本荘市中小企業振興資金特例保証制度	由利本荘市で1年以上事業を営み、市税を完納している中小企業者	10,000	設備	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			市	
長期	長期経営資金保証制度	業歴3年以上、与信取引1年以上、最近2年間の決算で利益計上、債務超過でない等の要件を具備する中小企業者	200,000	運転・設備	5~15年 5~20年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
	長期安定資金保証制度	県内で1年以上事業を営む中小企業者	135,000 組合 255,000	運転・設備	3年以上	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
	秋田県中小企業振興資金融資保証制度 ①一般資金固定金利型	県内で1年以上事業を営む中小企業者	100,000 (②、③、④と合算)	運転・設備	7年 10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.30%)	
	②一般資金変動金利型	県内で1年以上事業を営む中小企業者	100,000 (①、③、④と合算)	運転・設備	10年 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.30%)	
	③一般資金SDGs推進枠固定金利型	県内で1年以上事業を営んでおり、健康経営優良法人(経済産業省認定)、ユースエール、えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、(いずれも厚生労働省認定)、秋田県SDGsパートナー制度、秋田県健康経営優良法人、秋田県えるぼしチャレンジ企業認定法人、秋田県女性の活躍推進企業表彰、秋田県子ども子育て支援知事表彰、秋田県介護サービス事業所認証評価制度(いずれも秋田県認定)のいずれかを取得している中小企業者	100,000 (①、②、④と合算)	運転・設備	7年 10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.30%)	
	④一般資金SDGs推進枠変動金利型	県内で1年以上事業を営んでおり、健康経営優良法人(経済産業省認定)、ユースエール、えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、(いずれも厚生労働省認定)、秋田県SDGsパートナー制度、秋田県健康経営優良法人、秋田県えるぼしチャレンジ企業認定法人、秋田県女性の活躍推進企業表彰、秋田県子ども子育て支援知事表彰、秋田県介護サービス事業所認証評価制度(いずれも秋田県認定)のいずれかを取得している中小企業者	100,000 (①、②、③と合算)	運転・設備	10年 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.30%)	
経営相談付長期設備資金保証	県内で1年以上事業を営む中小企業者であって、専門家による経営相談を受けられる者	20,000~280,000	運転・設備	20年	1.80~0.35 又は0.78	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ					
季節	季節資金保証制度	県内で1年以上事業を営む中小企業者	30,000	運転	1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				

種 類 (制 度 名)	対 象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備 考				
					割引料率 の適用			借入金	損失補償	補給金 保証料 保険料	その他	
そ	中小企業経営革新支援保証制度	中小企業等経営強化法の要件を具備する特定事業者	運転・設備 880,000 組合 1,680,000	運転 5年 設備 7年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ					
	経営力向上関連保証制度	中小企業等経営強化法の要件を具備する特定事業者	運転・設備 880,000 組合 1,680,000	運転 5年 設備 7年	1.23～0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ					
	中心市街地活性化関連保証制度 中心市街地商業等活性化関連保証	中心市街地整備改善活性化法の要件を具備する中小企業者	運転・設備 280,000 組合 480,000	15年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
	” 中心市街地商業等活性化支援関連保証	中心市街地整備改善活性化法の要件を具備する特定会社、公益法人	運転・設備 560,000	15年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
	秋田市中心市街地出店促進資金保証 設備近代化資金	秋田市中心市街地活性化基本計画の区域内に出店、又は同区域内の店舗を新築若しくは改築する県内中小企業者	設備 50,000 組合 100,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				市	
	” 空き店舗利用資金	秋田市中心市街地活性化基本計画の区域内の空き店舗を利用して出店する県内中小企業者	設備 50,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				市	
借換保証制度	景気対応緊急保証等を経営安定関連保証により借換するもの	運転・設備 280,000 セーフティ6号認定の場合 380,000 組合 480,000	10年	2.20～0.50 又は 1.90～0.45	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ (既往借換のみの場合、既往分に比し中小企業者に不利にならないもの)						
	景気対応緊急保証等を一般保証により借換するもの	運転・設備 一般保証の枠内	(概ね) 運転 10年 設備 15年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
	経営安定関連保証、中小企業金融安定化特別保証を経営安定関連保証により借換するもの	運転・設備 280,000 セーフティ6号認定の場合 380,000 組合 480,000	10年	2.20～0.50 又は 1.90～0.45	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ (既往借換のみの場合、既往分に比し中小企業者に不利にならないもの)						
	経営安定関連保証、中小企業金融安定化特別保証を一般保証により借換するもの	運転・設備 一般保証の枠内	(概ね) 運転 10年 設備 15年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
	返済条件の緩和を行っている保証付き借入金の全部または一部について借換えるもの	運転・設備 一般保証の枠内	15年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
周辺地域整備関連保証制度	発電用施設周辺整備法の要件を具備する中小企業者	運転・設備 300,000 組合 600,000	10年	1.35 又は1.07	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ						
情報処理支援関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であって、中小企業信用保険法上の中小企業者と認められるもの	運転・設備 280,000	10年	1.07	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
流通業務総合効率化関連特例保証制度	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の要件を具備する中小企業者	運転・設備 280,000 組合 480,000	10年	1.35 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ						
特定信用状関連保証制度	産業競争力強化法に定める特定信用状を発行する中小企業者	運転 200,000 (80%の割合保証)	1年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
技術等情報漏えい防止措置関連保証制度	産業競争力強化法の規定に基づき技術等情報漏えい防止措置認証業務を行うものとして、主務大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であって、中小企業信用保険法上の中小企業者と認められるもの	運転・設備 280,000	10年	1.07	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
商店街活性化促進事業関連保証制度	商店街活性化促進事業の実施に関する計画に記載された事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとするものとして市町村の長の認定を受けた中小企業者	運転・設備 280,000 組合 480,000	10年	0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
先端設備等導入関連保証制度	生産性向上特別措置法の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行うための措置を行う中小企業者	運転・設備 280,000 組合 480,000	10年	0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき主務大臣の認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行うための措置を行う中小企業者	運転・設備 280,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
事業継続力強化関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備 280,000 組合 480,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
連携事業継続力強化関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備 280,000 組合 480,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
特定連携事業継続力強化関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた大企業	運転・設備 280,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
情報処理システム運用・管理関連保証制度	情報処理の促進に関する法律第31条の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備 280,000 組合 480,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証制度	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第7条第1項、第9条第1項又は第11条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備 280,000 組合 480,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
地域経済牽引事業関連保証制度	県知事の承認を受けた地域牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行うための措置を行う特定事業者	運転・設備 280,000 組合 400,000	15年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
他 地域経済牽引支援関連保証制度	経済産業大臣の承認を受けた連携支援計画に従って連携支援事業を行う一般社団法人、一般財団法人であって中小企業信用保険法上の中小企業者と認められるもの	運転・設備 280,000	15年	1.07	なし	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						

種類 (制度名)	対象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備考						
					割引料率 の適用	借入金		損失補償	補給金		その他			
									保証料	保険料				
そ	農工商等連携関連保証制度 農工商等連携事業関連保証	認定農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を実施する中小企業者	280,000 組合 1,280,000	運転 設備	5年 7年	1.07~0.68	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ						
	" 農工商等連携支援事業関連保証	認定農工商等連携支援事業計画に従って農工商等連携支援事業を実施する公益法人	280,000	運転 設備	5年 7年	1.07	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ						
	秋田市中小企業振興資金保証制度 農工商連携促進資金	農林漁業者と連携し、新商品開発、商品化をしようとする中小企業者	30,000	運転・設備		10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				市	
	秋田市中小企業振興資金保証制度 新商品等開発資金	新商品開発、商品化をしようとする中小企業者	30,000	運転・設備		10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				市	
	中小企業承継事業再生関連保証制度	産業活力再生特別措置法に定める中小企業者	280,000 組合 480,000	運転・設備		10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ					
	経営承継関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法の規定による第12条第1項第1号イ又は同条同項第2号イ経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	280,000	運転 設備		10年 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ					
	特定経営承継関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者(認定中小企業者)の代表者	280,000	運転 設備		10年 15年	1.90~0.45	あり (2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則認定中小企業者のみ					
	経営承継準備関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号ロ又は同項第2号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	280,000	運転 設備		10年 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ 又は他の中小企業者(会社のみ)					
	特定経営承継準備関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第3号の規定による経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人	280,000	運転 設備		10年 15年	1.15	あり (2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則他の中小企業者(会社のみ)					
	事業承継特別保証制度	次のいずれかの要件を満たし、かつ一定の財務要件を具備する中小企業者 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する企業 ②令和2年1月以降に事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年を経過していない企業	280,000	運転・設備		10年 一括返済の場合 1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 徴収しない					経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は保証料率1.15~0.20、割引料率の適用なし
	経営承継借換関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	280,000	運転		10年 一括返済の場合 1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 徴収しない					経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は保証料率1.15~0.20、割引料率の適用なし
	秋田県経営承継借換関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	200,000	運転		10年 一括返済の場合 1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 徴収しない		一部県	県		経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は保証料率1.15~0.20、割引料率の適用なし
	商工貯蓄共済融資特別保証制度	商工貯蓄共済の加入者	20,000	運転・設備		5年 7年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ					
	秋田県事業承継資金融資保証制度	事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を行うものまたは中小企業経営円滑化法の認定を受けた中小企業者等	200,000	運転・設備		10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			県	県	
	秋田県事業承継資金融資特別保証『パトントンタッチ』制度	次のいずれかの要件を満たし、かつ一定の財務要件を具備する中小企業者 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する企業 ②令和2年1月以降に事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年を経過していない企業	200,000	運転・設備		10年 一括返済の場合 1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 徴収しない			一部県	県	経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は保証料率1.15~0.20、割引料率の適用なし
財務要件型無保証人保証制度	一定の財務要件を満たす中小企業者	280,000 組合 480,000	運転・設備		一括返済の場合 2年 分割返済の場合 7年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 不要とする						
事業承継サポート保証制度	事業承継計画に基づき、承継対象となる事業会社の株式を取得することを目的として設立された、一定の要件を満たす新たな持株会社	280,000	運転・設備		15年	1.15	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ						
自主廃業支援保証制度	現在事業は行っているものの、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者	30,000	運転・設備		1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ						
商店街活性化事業関連保証	商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員たる中小企業者	280,000 組合 480,000	運転・設備		10年	0.76	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ						
	商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を行う一般社団法人等中小企業者とみなされるもの	280,000	運転・設備		10年	1.07	あり (1)(2)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ						
秋田県中小企業アグリサポート資金融資保証制度	農林漁業分野に進出しているか、その計画を有する中小企業者	25,000 (80%の割合保証)	運転・設備		10年	0.88	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			県	県 (0.28%)		
東日本大震災復興緊急保証制度	平成23年東北地方太平洋沖地震により損害を受けたことなどについて、市町村等の証明を受けた中小企業者	280,000 組合 480,000	運転・設備		10年	0.70	あり (1)	担保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ						
中小企業特定社債保証制度	純資産額等の一定の要件を具備する中小企業者	450,000 (80%の割合保証)	運転・設備		7年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 2億円超必要 保証人: 不要						
秋田県貸金水準向上資金融資制度	純資産額等の一定の要件を具備する中小企業者で貸金水準向上計画を策定している企業	450,000 (80%の割合保証)	運転・設備		7年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 2億円超必要 保証人: 不要			県			
追認保証	県内で1年以上事業を営む中小企業者	12,500	運転		7年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保: 原則不要 保証人: 原則法人代表者のみ						

種類 (制度名)	対 象	資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備 考			
					割引料率 の適用			借入金	損失補償	補給金	
								保証料	保険料		
そ	継続型短期融資保証 通常型	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者 ①申込金融機関からのプロパー借入があるもの ②直近決算において経常利益を計上している法人または直近確定申告における申告所得金額が200万円以上の個人事業主	運転・設備	1,000～50,000	1年	1.80～0.30	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
	継続型短期融資保証 SDGs型	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者 ①申込金融機関からのプロパー借入があるもの ②直近決算において経常利益を計上している法人または直近確定申告における申告所得金額が200万円以上の個人事業主 ③持続可能な開発目標(SDGs)に賛同し、目標達成のために独自の取組を継続的に行うまたは行おうとする者	運転・設備	1,000～50,000	1年	1.75～0.30	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
の	税理士推薦特別保証制度	東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結し、月次管理を行ったうえで作成された確定申告を2期以上有す県内の中小企業者	運転・設備	20,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
	下請振興関連保証制度	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する中小企業者	運転・設備	480,000 組合 680,000	運転 5年 設備 7年	0.76 又は0.88	あり (1)	担 保：8,000万超は有担保 (流動資産担保保証の場合は流動資産) 保証人：法人代表者のみ			
	下請中小企業取引機会創出事業関連保証制度	下請中小企業振興法に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者で、下請け中小企業取引機会創出事業を実施する者	運転・設備	580,000 組合 1,080,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
	小規模事業者支援関連保証制度	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に規定する認定発達支援計画等に係る事業を実施する一般社団法人等	運転・設備	280,000	10年	1.15	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
	農林水産物・食品輸出促進支援関連保証制度	農林水産物及び食品の輸出に関する法律第43条第1項の規定による主務大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	運転・設備	280,000	10年	1.07	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
	供給確保関連保証制度	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条による主務大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備	880,000 組合 1,680,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
	他	根保証	県内で事業を営む中小企業者で原則として1年以上引続き同一事業を営んでいるもの	運転	80,000 組合 150,000	3年	1.90～0.39	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		

※ 保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。なお、経営安定関連特例を利用する際の保証料率は0.88%、但し、小口零細企業保証制度(自治体制度含)を除く5号、7号、8号認定案件については0.76%。

※ 「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。また、割引内容については「(6)業務内容 ロ 保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

ロ 保証料率等

(単位：年率%)

料 率 区 分	基 本	特 別		平 均	備 考
		最 高	最 低		
保 証 料	責任共有保証料率:1.90%~0.45% (責任共有特殊保証料率:1.62%~0.39%) 責任共有外保証料率:2.20%~0.50% (責任共有外特殊保証料率:1.87%~0.43%) 但し、以下の定性要因により、割引いた料率を適用。 (1)会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を当該中小企業者から受けた場合、0.1%を割引いた料率を適用。 (2)担保の提供がある場合は、0.1%を割引いた料率を適用。	2.40	0.19	0.92	
調 査 料					
延滞保証料	3.65	3.65	3.65		
損 害 金	14.0				平成18年9月1日から適用

(7) 信用保証業務の状況

イ 概 況

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
保 証 申 込	4,354	38,948
保 証 申 込 取 消	16	167
保 証 承 諾	4,487	42,251
保 証 後 取 消	39	394
償 還	4,804	66,498
保 証 債 務	31,374 (△282)	332,094 △18,795)
所 定 期 限 経 過 債 務	3 (△2)	6 △1)
代 位 弁 済	273	2,559
回 収	7	147
求 償 権 償 却	207	2,086
求 償 権	182 (59)	910 326)

(注) 保証債務、所定期限経過債務及び求償権における()内は、それぞれの前期末残高との比較増減を記載している。

ロ 保証承諾

(イ) 金融機関別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	5	84
地 方 銀 行	3,242	34,336
第二地方銀行協会加盟行	48	450
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	863	5,076
信 用 協 同 組 合	322	2,112
商工組合中央金庫	7	193
そ の 他	0	0
計	4,487	42,251

(注) 信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫には、それぞれの連合会を含む。

(口) 金額別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
100万円以下	662	531
100万円超 200万円以下	622	1,106
200万円超 300万円以下	664	1,903
300万円超 500万円以下	686	3,112
500万円超 1,000万円以下	781	6,555
1,000万円超 1,500万円以下	291	3,945
1,500万円超 2,000万円以下	331	6,371
2,000万円超 3,000万円以下	202	5,608
3,000万円超 5,000万円以下	172	7,235
5,000万円超 6,000万円以下	18	1,061
6,000万円超 7,000万円以下	7	471
7,000万円超 8,000万円以下	44	3,513
8,000万円超 10,000万円以下	3	290
10,000万円超 20,000万円以下	4	550
20,000万円超 30,000万円以下	0	0
30,000万円超 40,000万円以下	0	0
40,000万円超 50,000万円以下	0	0
50,000万円超	0	0
計	4,487	42,251

(ハ) 期間別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
3月以内	155	1,425
3月超 6月以内	230	3,055
6月超 1年以内	479	7,236
1年超 2年以内	991	3,755
2年超 3年以内	159	707
3年超 4年以内	75	334
4年超 5年以内	473	2,851
5年超 7年以内	464	3,849
7年超 10年以内	1,421	17,884
10年超	40	1,155
計	4,487	42,251

(二) 資金用途別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
設 備 資 金	624	4,447
運 転 資 金	3,863	37,804
そ の 他	0	0
計	4,487	42,251

(ホ) 保証種類別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	71	1,263
特 別 保 証		
災 害	1	29
経 営 安 定 関 連	806	12,064
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	0	0
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	4	22
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 工 ネ	0	0
当 座 貸 越	68	1,676
カ ー ド ロ ー ン	996	2,910
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	212	1,098
流 動 資 産 担 保 融 資	25	789
事 業 再 生	4	87
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	2	71
小 口	1,720	11,258
設 備	15	127
長 期	277	4,949
輸 出	0	0
季 節	0	0
手 形 割 引	0	0
そ の 他	253	4,212
計	4,383	39,292
社 債 引 受 保 証	33	1,696
合 計	4,487	42,251
追 認	0	0
根 保 証	2	60

(へ) 本所、支所別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額	
本 所	1,597	16,254	
支 所	大 館 支 所	631	6,349
	能 代 支 所	322	2,553
	本 荘 支 所	559	4,115
	大 曲 支 所	594	5,733
	横手・湯沢支所	784	7,247
計	2,890	25,997	
合 計	4,487	42,251	

八 代 位 弁 済

(イ) 保証承諾年度別代位弁済

(単位：千円)

区 分 保証承諾年度	件 数	金 額
4 年 度	3	42,655
3 年 度	43	426,099
2 年 度	122	1,220,128
元 年 度	29	283,870
3 0 年 度	19	95,204
2 9 年 度	15	102,808
2 8 年 度 以 前	42	388,136
計	273	2,558,900

(口) 金融機関別代位弁済

(単位：千円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	0	0
地 方 銀 行	190	2,019,935
第二地方銀行協会加盟行	1	1,002
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	45	223,986
信 用 協 同 組 合	37	313,977
農 業 協 同 組 合	0	0
商工組合中央金庫	0	0
日本政策金融公庫	0	0
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	273	2,558,900

(注) 信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫には、それぞれの連合会を含む。

(ハ) 保証種類別代位弁済

(単位：千円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	14	182,304
特 別 保 証		
災 害	4	7,728
経 営 安 定 関 連	60	702,713
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	76	858,788
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	0	0
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 工 ネ	0	0
当 座 貸 越	3	79,828
カ ー ド ロ ー ン	13	36,771
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	8	14,082
流 動 資 産 担 保 融 資	2	8,266
事 業 再 生	0	0
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	1	7,406
小 口	53	255,794
設 備	0	0
長 期	26	236,779
輸 出	0	0
季 節	0	0
手 形 割 引	0	0
そ の 他	13	168,441
計	259	2,376,596
社 債 引 受 保 証	0	0
合 計	273	2,558,900
追 認	0	0
根 保 証	0	0

二 回 収

(イ) 保証承諾年度別回収

(単位：千円)

区 分 保証承諾年度	件 数	金 額
4 年 度	0	0
3 年 度	0	3,652
2 年 度	2	56,889
元 年 度	2	17,931
30 年 度	4	15,998
29 年 度	1	20,740
28 年 度	1	23,636
27 年 度	2	84,281
26 年 度	0	7,005
25 年 度	1	19,271
24 年度以前	60	405,107
計	73	654,510

(口) 代位弁済年度別回収

(単位：千円)

区 分 代位弁済年度	件 数	金 額
4 年 度	2	89,377
3 年 度	9	114,998
2 年 度	0	73,190
元 年 度	10	31,342
3 0 年 度	0	13,518
2 9 年 度	1	37,812
2 8 年 度	0	37,575
2 7 年 度 以 前	51	256,698
計	73	654,510

(8) 債権譲受業務の状況

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
譲 受 債 権	0	0
回 収	0	0
譲 受 債 権 償 却	0	0
譲 受 債 権 残 高	0	0

(9) ファンド出資業務の状況

(単位:千円)

フ ァ ン ド 名	秋田再生可能エネルギー投資事業有限責任組合
組 成 総 額	210,000
出 資 額	5,000

(単位:千円)

フ ァ ン ド 名	秋田市中心企業振興投資事業有限責任組合
組 成 総 額	300,000
出 資 額	4,000

2. 収支計算書 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額
経常収入	3,562,355,808
保 証 料	3,156,534,093
預 け 金 利 息	5,752,854
有 価 証 券 利 息 配 当 金	241,134,603
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	1,893,122
損 害 金	21,922,912
事 務 補 助 金	9,341,770
責 任 共 有 負 担 金	106,747,000
雑 収 入	19,029,454
経常支出	2,206,630,250
業 務 費	788,679,246
役 職 員 給 与	405,491,311
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	33,289,885
そ の 他 人 件 費	75,841,259
旅 費	3,320,717
事 務 費	154,281,441
賃 借 料	11,208,829
動 産 ・ 不 動 産 償 却	21,639,577
信 用 調 査 費	2,929,822
債 権 管 理 費	49,415,532
指 導 普 及 費	9,466,365
負 担 金	21,794,508
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,415,228,662
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0
雑 支 出	2,722,342
経常収支差額	1,355,725,558
経常外収入	4,348,292,311
償 却 求 償 権 回 収 金	77,276,861
責 任 準 備 金 戻 入	2,218,197,002
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	192,373,297
求 償 権 補 填 金 戻 入	1,860,445,151
保 険 金	1,740,068,078
損 失 補 償 補 填 金	120,377,073
有 価 証 券 評 価 益	0
有 価 証 券 売 却 益	0
補 助 金	0
そ の 他 収 入	0
経常外支出	4,486,918,822
求 償 権 償 却	2,086,259,835
譲 受 債 権 償 却	0
雑 勘 定 償 却	1,228,970
有 価 証 券 評 価 損	0
有 価 証 券 売 却 損	0
退 職 金	1,215,790
責 任 準 備 金 繰 入	2,098,725,162
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	297,445,606
そ の 他 支 出	2,043,459
経常外収支差額	-138,626,511
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	1,217,099,047
収支差額変動準備金繰入額	608,000,000
基本財産繰入額	609,099,047

3. 貸借対照表 (令和5年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基 本 財 産	19,097,246,524
現 金	0	基 金	10,847,936,681
小 切 手	0	基 金 準 備 金	8,249,309,843
預 け 金	8,791,024,228	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	5,874,227,942
普 通 預 金	424,225,651	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
通 知 預 金	0	責 任 準 備 金	2,098,725,162
定 期 預 金	8,350,000,000	求 償 権 償 却 準 備 金	297,445,606
郵 便 貯 金	16,798,577	退 職 給 与 引 当 金	450,377,278
金 銭 信 託	0	損 失 補 償 金	4,091,315,568
有 価 証 券	23,814,794,686	保 証 債 務	332,093,539,094
国 債	0	求 償 権 補 填 金	0
地 方 債	10,677,836,908	保 険 金	0
社 債	13,129,070,526	損 失 補 償 補 填 金	0
株 式	3,000,000	借 入 金	0
受 益 証 券	0	長 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち 日本政策金融公庫分)	0
フ ァ ン ド 出 資	4,887,252	短 期 借 入 金	0
譲 渡 性 預 金	0	(うち 日本政策金融公庫分)	0
そ の 他	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	336,622,021	雑 勘 定	6,816,697,469
事 業 用 不 動 産	298,458,218	仮 受 金	4,481,724
事 業 用 動 産	38,163,803	保 険 納 付 金	31,545,378
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	4,877,095
建 設 仮 勘 定	0	未 経 過 保 証 料	6,773,529,537
損 失 補 償 金 見 返	4,091,315,568	未 払 保 険 料	910,113
保 証 債 務 見 返	332,093,539,094	未 払 費 用	1,353,622
求 償 権	909,590,319	有 価 証 券 未 払 金	0
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	782,688,727		
仮 払 金	0		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	91,150,000		
連 合 会 勘 定	0		
未 収 利 息	47,666,006		
有 価 証 券 未 収 入 金	0		
未 経 過 保 険 料	643,872,721		
合 計	370,819,574,643	合 計	370,819,574,643

(注) 業務方法書の改正に伴い、当事業年度から責任準備金の積立方法を変更しております。
 責任準備金の積立方法の変更については、業務方法書の取扱いに従っており、変更後の積立方法に基づく当事業年度の期首の責任準備金と、前事業年度末の責任準備金との差額を、当事業年度の期首の収支差額変動準備金に反映しております。
 この結果、当事業年度の期首において、責任準備金が112,169,274円増加し、収支差額変動準備金が同額減少しております。

4. 財産目録 (令和5年3月31日現在)

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	その他有価証券評価差額金	0
預 け 金	8,791,024,228	責 任 準 備 金	2,098,725,162
金 銭 信 託	0	求償権償却準備金	297,445,606
有 価 証 券	23,814,794,686	退職給与引当金	450,377,278
動 産 ・ 不 動 産	336,622,021	損 失 補 償 金	4,091,315,568
損失補償金見返	4,091,315,568	保 証 債 務	332,093,539,094
保証債務見返	332,093,539,094	求 償 権 補 填 金	0
求 償 権	909,590,319	借 入 金	0
讓 受 債 権	0	雑 勘 定	6,816,697,469
雑 勘 定	782,688,727		
合 計	370,819,574,643	合 計	345,848,100,177
		正 味 財 産	24,971,474,466